



- 備考
- 1 冷房設備設置駅、換気設備設置駅、排煙設備設置駅、エレベータ及びエスカレータには、当該設備が旅客に利用できるように設置された駅についてのみ計上すること。
  - 2 印刷発行機とは、定期乗車券印刷発行機、普通乗車券印刷発行機等をいう。
  - 3 構内通路とは、旅客の通路と線路が平面交差しているものをいう。
  - 4 自動遮断機及び自動警報器をともに設置した構内通路は、自動遮断機設置構内通路とすること。

